

大和市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第42号

大和市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

大和市児童手当事務取扱規則（平成24年大和市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）」を「児童手当」に改める。

第2条第3号中「児童手当及び特例給付 受給資格調査員証」を「児童手当 受給資格調査員証」に改める。

第4条中「児童手当・特例給付認定通知書」を「児童手当認定通知書」に、「児童手当・特例給付認定請求却下通知書」を「児童手当認定請求却下通知書」に改める。

第6条中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に、「児童手当・特例給付額改定請求却下通知書」を「児童手当額改定請求却下通知書」に改める。

第7条中「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改める。

第8条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第10条中「前3条」を「第7条又は前条」に、「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改める。

第11条第1項中「児童手当・特例給付認定通知書」を「児童手当認定通知書」に改め、同条第2項中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改める。

第12条中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第13条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、同条第2項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第14条第1号中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同号ア中「未支払児童手当・特例給付支給決定通知書」を「未支払児童手当支給決定通知書」に改め、同条第2号ア中「未支払児童手当・特例給付請求却下通知書」を「未支払児童手当請求却下通知書」に改める。

第15条第1項中「児童手当等」を「児童手当」に改め、同条第2項中「児童手当等」を「児童

手当」に、「児童手当・特例給付支払通知書」を「児童手当支払通知書」に改め、同条第3項中「児童手当等」を「児童手当」に改める。

第16条中「児童手当等」を「児童手当」に、「児童手当・特例給付支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に改める。

第17条第2号中「児童手当等」を「児童手当」に、「5,000円、10,000円又は15,000円」を「10,000円、15,000円又は30,000円」に改め、同条第3号中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改める。

第18条第2項中「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に改める。

別表第1号様式の項中「児童手当・特例給付認定通知書」を「児童手当認定通知書」に改め、同表第2号様式の項中「児童手当・特例給付認定請求却下通知書」を「児童手当認定請求却下通知書」に改め、同表第5号様式の項中「児童手当・特例給付額改定通知書」を「児童手当額改定通知書」に改め、同表第6号様式の項中「児童手当・特例給付額改定請求却下通知書」を「児童手当額改定請求却下通知書」に改め、同表第9号様式の項中「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を「児童手当支給事由消滅通知書」に改め、同表第11号様式の項中「未支払児童手当・特例給付支給決定通知書」を「未支払児童手当支給決定通知書」に改め、同表第13号様式の項中「未支払児童手当・特例給付請求却下通知書」を「未支払児童手当請求却下通知書」に改め、同表第15号様式の項中「児童手当・特例給付支払通知書」を「児童手当支払通知書」に改め、同表第17号様式の項中「児童手当・特例給付支払差止通知書」を「児童手当支払差止通知書」に改め、同表第19号様式の項中「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」を「児童手当に係る寄附受領証明書」に改め、同表第20号様式の項中「児童手当・特例給付に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」を「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大和市児童手当事務取扱規則の規定は、令和6年10月以降の月分の児童手当の支給について適用し、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同年9月以前の月分の児童手当及び同項に規定する旧児童手当法附則第2条第1項の給付の支給については、なお

従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。